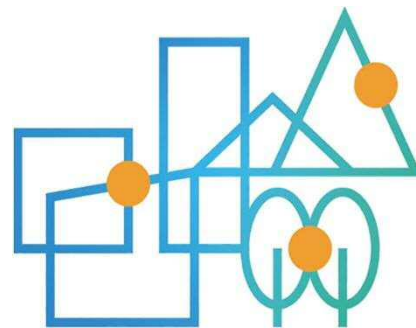


# 勇払限定!! ゼロカーボンハウス促進補助金について



脱炭素先行地域  
北海道苫小牧市

苫小牧市役所 環境衛生部 ゼロカーボン推進室  
脱炭素先行地域推進担当

# 目次

- 1 補助事業の概要
- 2 補助対象機器と注意点
- 3 申請の流れと事業着手の考え方
- 4 事業者様に気を付けていただきたいこと
- 5 昨年の事例

# 1. 補助事業の概要

## ○申請・実績報告期間

令和6年7月10日（水）～令和7年2月14日（金）（必着）

## ○申込方法 Eメール、郵送、または電子申請（HARP）

※先着順。予算に達した場合、その日に受け付けた申請者の中で抽選を行います。

## ○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の脱炭素先行地域づくり事業を活用しています。

国の補助事業との併用はできません。

対象機器	補助率
ZEH+（新築住宅のみ）	最大100万円
太陽光発電設備（カーポートを含む） ※FIT FIP契約を除く	設置費用の2/3以内
定置用リチウムイオン蓄電池 （太陽光発電設備と同時設置に限る）	
HEMS	
エコキュート	

## 2. ZEH+～補助対象機器と注意点～

○補助率 **100万円/戸以内**



**ZEH+の経費は、高断熱外皮、給湯設備、空調設備、換気設備の4つです**

→太陽光、蓄電池、照明設備等は経費には含まれません。



**必ず太陽光等の再エネ発電設備を導入すること**

→売電を行う場合、余剰買取方式でないと補助対象とはなりません。

## 2. 太陽光発電設備～補助対象機器と注意点～

○補助率      工事費を含む設置費用の**2/3以内**



**FIT・FIPの申し込みをしないでください**

→国の実施要領で禁止されているため、補助対象外となります。



**補助申請した設備で発電した電気の**30%以上**を必ず自家消費してください**

→お客様のライフスタイルを考え、実現可能か十分に協議した上で申請してください。



**系統連系、電気使用申込、売電に関する申込時期に注意してください**

→実績報告受付後、申請者の売電登録の状況を北海道電力ネットワークへ照会します。  
その際、これらの申込みをしていない場合や遅れて申込みをした場合、北海道電力ネットワークのシステムにデータが反映されるまでに時間がかかるため、補助金の交付に日数を要します。



**ソーラーカーポートも補助対象です**

→カーポートの面積が太陽光発電設備に対して極端に過大な場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

## 2. 蓄電池～補助対象機器と注意点～

○補助率      工事費を含む設置費用の**2/3以内**



**蓄電池のみの申請はできません**

→太陽光発電設備も併せて設置・申請してください。



**停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと**

## 2. HEMS～補助対象機器と注意点～

○補助率 工事費を含む設置費用の**2/3以内**



住居の電力使用量を測定・蓄積し、電力使用量の「見える化」ができること。



「ECHONET Lite」規格を標準規格として搭載していること。



家電製品等の自動制御ができること。



太陽光等の発電設備及び蓄電池と接続機能があること。

## 2. エコキュート～補助対象機器と注意点～

○補助率 工事費を含む設置費用の**2/3以内**

※更新前の給湯器処分費や北電申請費は、補助事業経費に含まれません。



従来の給湯機器等に対して省CO<sub>2</sub>効果を得られるもの。

→**省CO<sub>2</sub>計算シート（様式第4号）**で確認します。

※電気温水器の給湯効率は1.0とします。



給湯機器の想定年間消費電力量を賄うことができる再エネ発電設備と接続するものであること。



設置前の給湯器の写真（全体、銘板）は撮り忘れないでください。

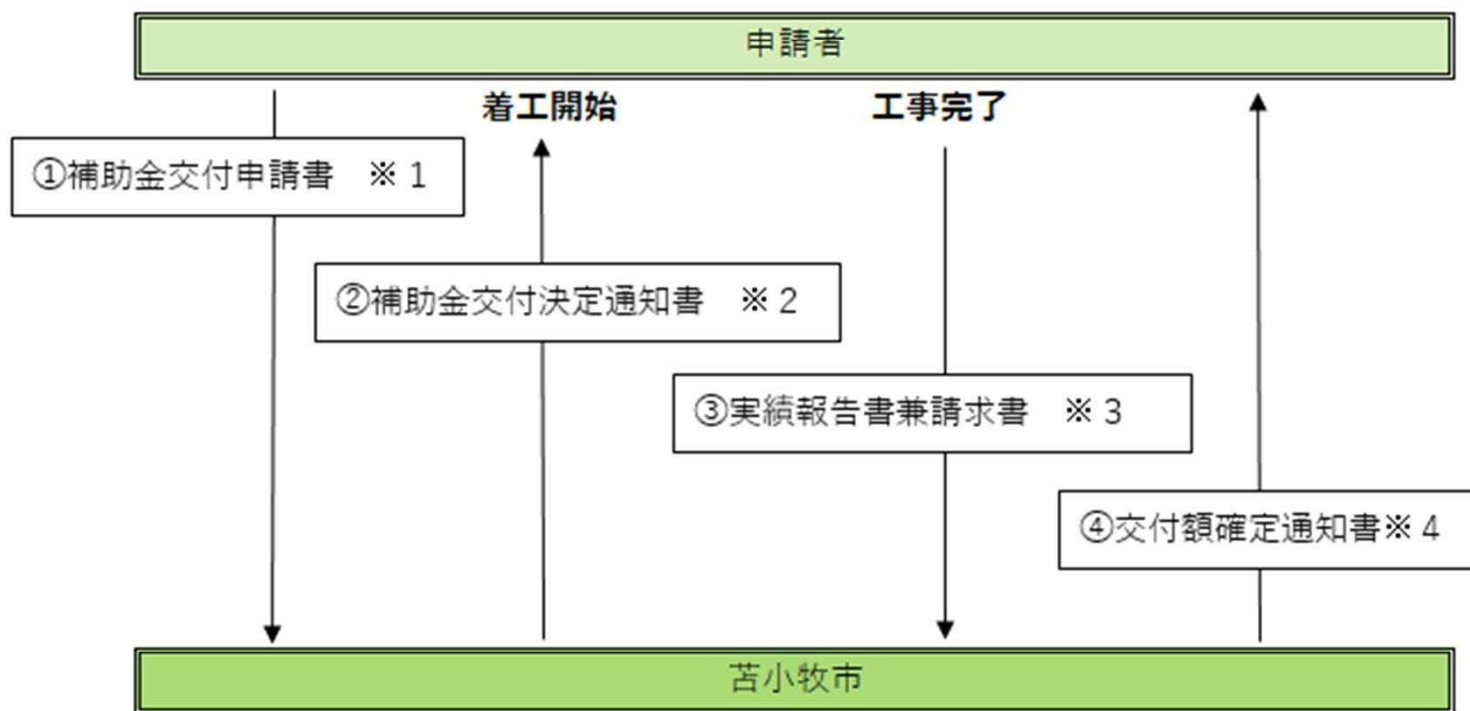
→買い替えの場合、更新前の給湯器がわからないと省CO<sub>2</sub>効果の計算ができな  
いため、対象外となります。



給湯省エネ2024との補助併用はできません。  
北電のエコ替えキャンペーンは併用可能です。



### 3. 申請の流れ



### 3. 事業着手について①

事業着手・・・原則として「契約締結行為」又は「工事を着工した」  
いずれか早い日を補助事業の着手日とします。



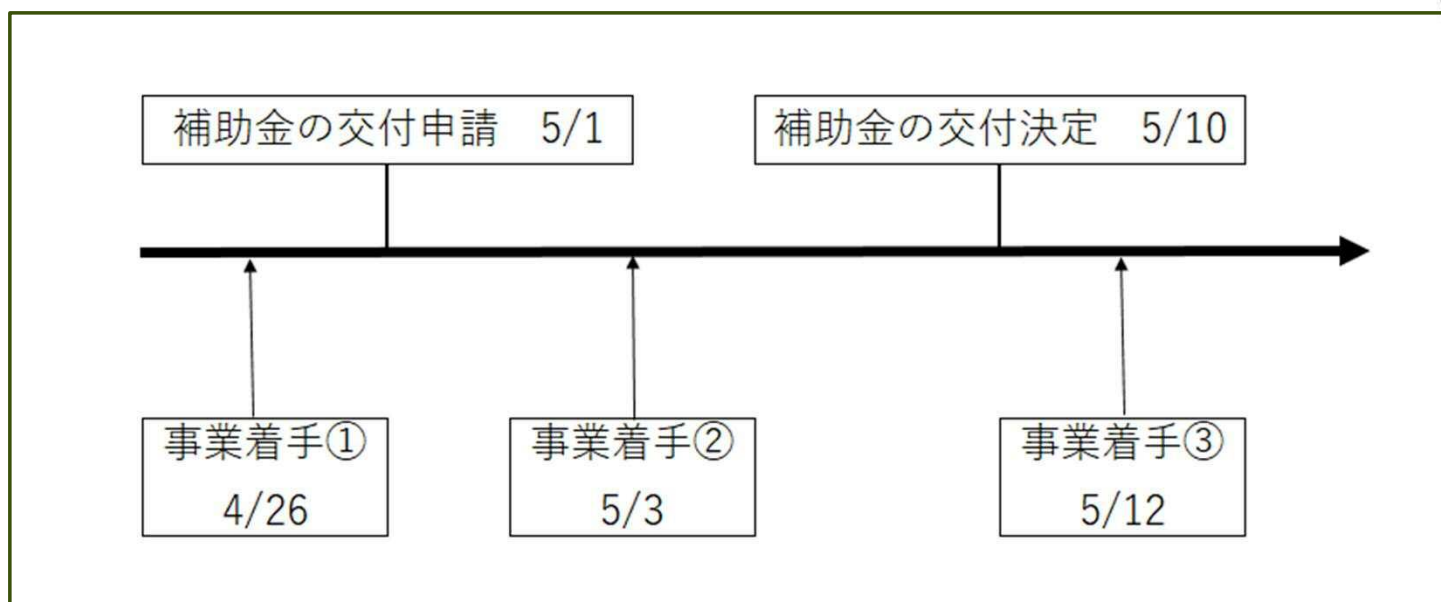
事業着手日が補助金の交付申請日より前の場合、**補助対象外**となります。



新築工事において、補助申請する対象機器と他の工事等が1契約にまとまっている場合、契約業者からの確約や申し出により、他の工事とエコキュートの事業費、着工日の明示を条件に、着工日を事業着手日とすることができます。

※他の新築工事と別契約であれば、その契約日が事業着手日となりますが、補助金の交付申請日以降である必要があります。

### 3. 事業着手について②



事業着手① 補助金の交付申請前の事業着手となるため、**補助金対象外**です。

事業着手② 交付決定前ですが、やむを得ない理由などがあれば事業着手は**可能**です。  
(ご相談ください)

事業着手③ **対象**です。

**※補助金の交付決定を受けてから事業着手することが基本となります。**

## 4. 事業者様に気を付けていただきたいこと

①要綱、手引き、脱炭素先行地域補助金の国実施要領を確認してください

②完納証明書を提出してください

→納税証明書ではありませんのでご注意ください。

③太陽光発電設備を申請する場合、FIT・FIP契約をしないでください

→FIT・FIPで契約を進めていた場合は**補助対象外**となります。

④事業着手は補助金の交付申請日以降である必要があります。

→交付決定前に事前着手を認めていますが、交付決定はしていません。  
予算を達する等で補助対象外となる可能性がありますので、注意してください。

⑤先着順です

→予算に達した場合は、その日に受付けた申請の中で抽選を行います。

## 5. 昨年の事例①

### 事例1：セカンドハウス

市外の申請者で新築住宅を苫小牧市内に建てる際に蓄電池とHEMSを交付申請しましたが、苫小牧市の家はいわゆるセカンドハウスとして建てたため、住民票の移動はできないとのこと。

→**事業要綱第4条の（1）に該当しないため補助金不交付となります。**

※第4条・・・苫小牧市の住基に記録されている市民及び市内に居住予定である者。

## 5. 昨年の事例②

### 事例 2 : FIT契約による補助金不交付

太陽光、蓄電池、HEMS併せて、1,999,000円の交付申請があったが、売電登録の情報を調査したところ、FITで既に売電を開始していた。国実施要領の要件を満たさないため、太陽光、蓄電池は補助対象外となり、HEMSの9,000円が交付された。

**→国実施要領別紙 1 の 2 (ア) bに該当しないため不交付となります。**

※国実施要領別紙 1 の 2 (ア) b・・・FITの認定を取得しないこと。